

クラウドオフィスソリューション利用約款

第1条（約款の適用）

1. NHN テコラス株式会社（以下、「当社」といいます）は、「クラウドオフィスソリューション利用約款」（以下、「本約款」といいます）を定め、本約款を遵守することを条件として、利用契約を締結して頂いた契約者（以下、「契約者」といいます）に対し、各ソリューションサービスのうち契約者が申込を行ったサービス（以下、「本サービス」といいます）を提供します。
2. 契約者は、本約款のほか、本サービスに含まれる各ソリューションサービスを提供するために必要な契約（以下、「各サービス約款」といいます）を、自己の名義により各サービス事業者と締結し、遵守するものとします。各サービス約款と本約款に記載された内容が異なる場合には、本約款の内容が優先して適用されるものとします。

第2条（約款の変更）

1. 当社は、本サービスを利用する契約者に事前の通達をすることなく、本約款を変更することがあります。
2. 当社が、本約款を変更するときは、当該変更により影響を受ける契約者に対して、書面、電子メール又は当社ウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法により、事前にその内容を通知することとし、契約者が本サービスの利用を継続した場合には、変更後の約款が適用されることに同意したものとみなします。

第3条（協議）

本約款に定めのない事項については、当社と契約者が誠意を持って協議の上、信義に即して解決するものとします。

第4条（定義）

本約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
利用契約	第6条に規定する注文書の提出及び第7条に規定する承諾手続により締結される、本サービスの利用契約
各ソリューションサービス	別に定める各サービス
サービス事業者	日本マイクロソフト株式会社（以下、「マイクロソフト」といいます）、AvePoint Japan 株式会社（以下、「AvePoint」といいます）、Amazon Web Services, Inc.（以下、「AWS」といいます）、東日本

	電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」といいます）及びその他の各ソリューションサービスを提供する会社又はその関係会社
関係会社	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に規定する関係会社
初期費用	契約者が、本サービスの提供を受けるにあたって、第 22 条に基づき当社に支払う費用
月額費用	利用契約に基づき、契約者が本サービスの対価として解約がなされるまで、定期的に当社に支払う費用
消費税	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
技術基準	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）に定められた技術上の基準

第 5 条（サービスの種類等）

本サービスは、別に定めるソリューションサービスを含むものとし、当社は各ソリューションサービスのうち、契約者が申し込みを行ったサービスを提供するものとします。

第 6 条（契約の申込及び更新）

1. 本サービスの利用を希望する法人は、当社が別途定める注文書に必要な事項を記載して、当社に提出する必要があります。
2. 前項のほかに、契約者は、本サービスのうち必要なソリューションサービスの提供をうけるために、各ソリューションサービスのサービス事業者に必要な申込をおこなうものとします。
2. 利用契約による契約期間は、利用開始日から 1 年間とし、当社又は契約者のいずれかが利用契約終了の旨を 30 日前までに申し出ない限り、引き続き 1 年を単位として、本約款の最新の内容にて契約を更新するものとします。

第 7 条（申込の承諾等）

1. 当社は、前条の注文書の提出を受け、申込を承諾したときは、ファクシミリを含む書面又は電子メールにて承諾の意思表示及び利用開始日を通知するものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、その契約の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの契約の申込を行った法人が、本サービスを含む当社又は当社の関係会社のサービスの料金、費用、割増金又は遅延損害金の支払を怠り、又は怠るおそれがある

と判断したとき

- (2) 本サービスの契約の申込を行った法人が、当社又は当社の関係会社のサービスの信用を毀損するおそれがあると判断したとき
 - (3) 各ソリューションサービス提供に必要な各サービス事業者との契約の締結ができないとき
 - (4) 本サービスの契約の申込を行った法人が、第 39 条（反社会的勢力の排除）に該当すると当社が判断したとき
 - (5) 注文書に虚偽の記載があったとき
 - (6) 本サービスの提供が技術上困難と考えられるとき
 - (7) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があり、当社が契約締結を適当でないと判断した場合
3. 利用契約成立後であっても契約者が前項に定める事由のいずれかに該当する場合、当社は何らの通知又は勧告をすることなく本サービスの停止又は利用契約を解除できるものとします。

第 8 条（利用契約の成立時期）

利用契約は、第 6 条（契約の申込及び更新）の利用申込に対して、第 7 条（申込の承諾等）の承諾の意思表示が発せられたときに成立するものとします。

第 9 条（担当責任者）

1. 本サービスの申込にあたり、サービスの利用を希望する法人は、連絡可能でかつ日本語にて対応可能な担当責任者（以下、「担当責任者」といいます）を選任し、その日本国内の連絡先住所、電話番号及び電子メールアドレス等を当社が指定する手段にて、当社に届け出るものとします。
2. 担当責任者が交代したとき、又は連絡先等に変更がある場合は、直ちに当社に通知するものとする。
3. サービスの利用を希望する法人が前項の通知を怠ったことにより、当社からの連絡が遅滞若しくは連絡不能なことに起因して契約者（本サービスに関わる、契約者の顧客、契約者のサービスの利用者その他の契約者の関係者を含みます）が被った損害に対して、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 10 条（契約情報の共有）

1. 契約者は、本サービスの契約の申込を行い、その承諾を受けたときは、その契約の内容が当社の管理するシステムに登録され、当社及び当社の関係会社内において、必要な範囲で共有されることに同意するものとします。
2. 契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲で、必要な情報をサービス事業者

通知することに同意するものとします。

第 11 条（契約事項の変更）

1. 契約者は、契約期間中ソリューションサービスの変更又は追加、削減（以下、「変更等」といいます）について、契約内容の変更を当社に請求することができるものとします。
2. 当社は前項の請求を受けたときは、すみやかに対応するものとしますが、毎月末 5 営業日以降に変更等の請求を受けたときは、翌月第 1 営業日から適用とするものとします。
3. 変更等の請求を受理しない場合は、その理由を契約者に書面（担当者宛の電子メールを含みます）により通知するものとします。
4. 本条により、ソリューションサービスの変更又は追加を行った場合であっても、変更又は追加後の契約期間は、当初の契約期間を適用するものとします。

第 12 条（アカウント情報等の管理）

1. 契約者は、本サービス利用に必要なアカウント情報・パスワード等を第三者に漏洩しないよう善良な管理者の注意義務をもって、適切に管理するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用して送受信する情報および保存されるデータ等については、その消失、損壊を防止するために、自己の責任においてバックアップ等の必要な措置を講じるものとします。
3. 前二項の規定に違反して契約者（本サービスに関わる契約者の顧客、契約者のサービスの利用者その他契約者の関係者を含みます）に損害が生じたとしても、当社はその損害について一切の責任を負わないものとします。

第 13 条（提供中断）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、本サービスの一部又は全部の提供を一時的に中止することがあります。
 - (1) 当社又はサービス事業者の通信設備の保守又は工事などやむを得ないとき。
 - (2) 当社又はサービス事業者が設置する通信設備の障害などやむを得ないとき。
 - (3) 第 14 条（通信利用の制限）の規定によるとき。
 - (4) 電気通信事業者の都合により、当社又はサービス提供者が電気通信サービス等の提供を受けることができなくなったことに起因して、又は電力を供給している事業者の都合により電力の供給を受けられなくなったことに起因して、本サービスの提供を行うことが困難になったとき。
2. 当社は、本サービスの一部又は全部の提供を一時的に中止する場合、本サービスが中断される 5 営業日前を過ぎることなく、契約者に対しその理由及び期間を、書面（担当責任者宛の電子メールを含みます。）により通知するものとします。ただし、緊急事態の

発生その他やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 当社は、前二項により契約者（本サービスに関わる契約者の顧客、契約者のサービスの利用者その他契約者の関係者を含みます）に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第 14 条（通信利用の制限）

1. 当社は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条の規定に基づき、天災、事変その他の非常事態が生じ、もしくは発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。また、当社は、契約者が当社の電気通信設備に重大な負荷を生じる行為をしたときは、本サービスの利用を制限することがあります。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの利用を制限することにより契約者（本サービスに関わる、契約者の顧客、契約者のサービスの利用者その他の契約者の関係者を含みます）に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第 15 条（提供停止）

1. 当社は、契約者（本サービスに関わる契約者の顧客、契約者のサービスの利用者その他契約者の関係者を含みます）が、次の各号に該当すると当社が判断したときは、本サービスの提供を停止できるものとします。
 - (1) 支払期日を経過しても、初期費用、月額費用等の利用料金を支払わないとき。
 - (2) 他人の知的財産権を侵害、他人を誹謗・中傷する等、法令に反する行為を行ったとき。
 - (3) 国際法、憲法、法律、条令等あらゆる法規に反する行為を行ったとき。
 - (4) 公序良俗に反する内容の電磁的記録を公開する等の行為を行ったとき。
 - (5) サービス事業者との契約が締結できないとき、又はサービス事業者との契約が解除されたとき。
 - (6) 当社又は当社の関係会社が提供するサービスの利用料金を支払わないとき。
 - (7) 本約款第 33 条（設備の接続検査等）の規定に違反して、当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない対象設備の使用を継続するとき。
 - (8) 前各号のほか、本約款の規定に反する行為であり、当社の業務及び本サービスの遂行に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、予めその理由及び期日等を、当社が適当であると判断した方法により、契約者に通知するものとします。但し緊急やむを得ない等の場合はこの限りではありません。
3. 当社は、前二項に基づき本サービスの提供を停止したことにより契約者（本サービスに

関わる契約者の顧客、契約者のサービスの利用者その他の契約者の関係者を含みます)に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第 16 条 (サービスの終了)

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの一部又は全部を終了することがあります。
2. 当社は、本条第 1 項の規定によりサービスを終了するときは、契約者に対し、終了する 1 ヶ月前までに書面 (担当者宛の電子メール、当社ウェブサイトへの掲載を含みます) にてその旨通知するものとします。
3. 前二項により本サービスが終了したときは、当該終了の日に利用契約も同時に終了するものとします。
4. 当社は、本サービスの提供の終了に関して、契約者 (本サービスに関わる契約者の顧客、契約者のサービス利用者その他契約者の関係者を含みます) に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第 17 条 (契約者が行う契約の解除)

1. 契約者は、利用契約を解除するときは、当社に対して解除の日から 30 日前までに、当社が別途定める書面にて、解約希望日を通知するものとします。
2. 前項の場合、通知を受けた解約希望日に解除の効力が発生するものとしますが、通知をした日から解約希望日までの期間が 30 日未満であるときは、解除の効力は、当該通知をした日から 30 日を経過する日に生じるものとします。
3. 契約者は、第 12 条に規定するサービス提供の一時中断により、契約者が当該サービスに係る目的を達することができないと客観的に認められるときは、利用契約を解除することができるものとします。この場合利用契約の解除は、当社が別途定める書面にてその旨当社に通知し、当社が当該書面の受理を契約者に通知する書面若しくは電子メールに記載された日にその効力が生じるものとします。

第 18 条 (当社が行う契約の解除)

1. 当社は、契約者が第 15 条 (提供停止) の各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
2. 前項に定める場合のほか、契約者が本約款に違反した場合、当社は直ちに利用契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、前二項の規定により利用契約を解除する場合は、書面 (担当者宛の電子メールを含みます) により契約者にその旨を通知するものとします。

第 19 条 (地位の譲渡及び承継)

1. 契約者は、当社の事前の書面による承諾なくして、利用契約上の地位及び利用契約に関

連して発生する権利・義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供し或いは承継させてはならないものとします。

1. 契約者について、合併が生じたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、第7条（申込の承諾等）の手続を経た後、契約者の地位を原則として承継するものとします。
3. 前項の規定に基づき契約者の地位を承継した者は、すみやかに契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出るものとします。

第20条（契約者の商号等の変更）

1. 契約者はその商号又は住所若しくは居所（以下、「契約者の商号等」といいます）について変更があったときは、すみやかに電子メール又は書面により変更を届け出るものとします。
2. 前項の届出があったときは、当社はその届出のあった事実を証明する書類の提出を請求することがあります。

第21条（対象設備の用意等）

1. 契約者は、予め当社と協議のうえ、契約者又は当社の責任において、約者が申込を行ったソリューションサービスの対象設備（以下、「対象設備」といいます）を用意するものとします。
2. 本サービスは、対象設備が、正常に稼動することを保証するものではありません。
3. 対象設備が当社に設置される場合の搬入方法、日程、当社がラックスペースを用意する場合の費用負担、サーバールームへの入室その他の取扱等の詳細については、別途契約者と当社との間で予め定めるものとします。

第22条（初期費用の支払義務）

契約者は、本サービスの契約の申込を行い、その承諾を受けたときは、別途契約者と当社との間で定める初期費用を支払う義務を負うものとします。

第23条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、サービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、当社がその使用を可能としたときは、別途定める利用料金を支払う義務を負うものとします。
2. 契約者は、第7条（申込の承諾等）第1項に定める利用開始日の属する月の初日より起算して、利用契約に基づいて当社より本サービスの提供を受けた最後の日の属する月の末日までの期間（以下、「サービス利用期間」といいます）について、当社が別途定める方法により算出し請求書に記載する金額を支払う義務を負うものとします。
3. 契約者は、第13条（提供中断）又は第14条（通信利用の制限）の規定により、本サー

ビスの提供が中断又は制限された場合であっても、当該中断又は制限された期間中における利用料金を支払う義務を負うものとします。

4. 契約者は、第 15 条（提供停止）の規定により本サービスの使用が停止された場合であっても、当該停止期間中における利用料金を支払う義務を負うものとします。

第 24 条（利用料金の月額払い）

1. 利用料金は月単位で支払うものとし、契約者が利用を開始した日又は利用終了の日が、当該月の初日又は末日以外の日か否かに拘わらず、本サービスにおける当該月の料金は、日割等は行わないものとします。
2. 契約者が、第 11 条（契約事項の変更等）の規定により、ソリューションサービスの変更、追加、削減を行った場合も、料金の日割計算等は行わないものとします。

第 25 条（料金の支払方法）

1. 契約者は、本サービスの利用料金等を、当社が指定する期日までに、銀行口座に振込みによって支払うものとします。振込みに係る手数料等は契約者が負担するものとします。
2. 本サービスの利用開始後は、理由の如何に拘わらず、当社がすでに受領した本サービスの利用料金の返金を行わないものとします。

第 26 条（料金の改定）

別に定める利用料金が改定された場合、新料金は、契約更新後から適用されるものとします。但し、サービス事業者の定める料金変更を原因として利用料金を改定する場合の新料金の適用時期は、サービス事業者の定めるところによるものとします。この場合、当社は契約者に対し、予め書面（担当者宛の電子メール、当社ウェブサイトへの掲載を含みます）にてその旨通知するものとします。

第 27 条（割増金）

本サービスの利用料金を不法に免れた契約者は、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の 2 倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

第 28 条（遅延利息）

1. 契約者は本サービスの利用金等又は割増金の支払を遅延した場合は、その遅延期間につき、未払額に対する遅延損害金を当社に支払うものとします。
2. 前項に定める遅延損害金は、6%の割合によるものとしますが、第 1 条第 2 項の定めにかかわらず、各ソリューションサービスにおけるサービス事業者の約款に別段の定めがある場合はその定めに従うものとします。

第 29 条 (消費税)

1. 契約者が、当社に対し、本サービスに関わる債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額をあわせて支払うものとします。
2. サービス利用期間中に、消費税率が変更された場合は、本サービスが現実に提供された時点における消費税率を適用するものとします。但し、「税率引き上げに伴う経過措置」の適用対象となるサービスを除きます。

第 30 条 (端数処理)

当社は、料金その他の計算に置いて、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 31 条 (監査等)

1. 当社及び当社が定める代理人は、契約者に対して事前の通知なくして、契約者の本サービスの使用状況等を監査すること又は契約者が保有する本サービスの使用状況に関する一切の資料の開示等を要求することができるものとし、契約者は、当社による当該要求に直ちに応じるものとします。
2. 前項により、利用契約に違反することが明らかになった場合は、当社は契約者への事前通知を要することなく、直ちに本サービスの停止又は利用契約の解除ができるものとします。

第 32 条 (契約者データ取扱)

1. 契約者が本サービス利用により対象設備等に登録したデータ（以下、「登録データ」といいます）の知的財産権は、契約者に帰属するものとし、契約者自らの責任と費用をもってこれを保護するものとします。また、当社はこれら契約者の知的財産権を保護する義務を負わないものとします。
2. 登録データに含まれる個人情報（個人情報保護法に定める個人情報を含む、適用される各国の法律によって規定される個人に関する情報の一切）、営業秘密（不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）に定める営業秘密を含む、適用される各国の法律によって規定される秘密とされる情報の一切）、及び法令により海外への持ち出しを禁止されている情報等の国外への提供について、当社は一切の責任を負わず、当社がこれにより損害を被った場合には、契約者に対し当該損害の賠償を求めることができます。
3. 登録データを改変又は削除する権限は契約者に帰属しているため、当社は登録データを改変又は削除することができません。登録データに関して第三者から当社に対し、改変

又は削除の請求等があった場合、契約者の責任と費用負担により当該請求等に対応するものとします。なお、当社は、当該請求等に関して当社が費用（合理的な弁護士費用を含みますが、これに限られません）を負担し、又は損害を被ったときは、契約者に対し、当該費用又は損害について賠償を求めることができるものとします。

4. 当社は、契約の終了後において、契約者に対する通知なく、直ちに、対象設備に保存されたすべてのデータ（設定情報、バックアップ、契約者の顧客が入力した情報を含みますが、これに限られません）を削除することができるものとし、当社は登録データを返還、保管又は保護する義務を負いません。

第 33 条（設備の接続検査等）

当社は、対象設備に異常がある場合、その他本サービスの提供に支障がある場合において、必要があると認められるときは、対象設備が技術基準等に適合する態様にて接続されているかどうかの検査を行うことがあります。この場合において、契約者は、正当な理由がある場合を除き、その検査を受ける義務を負うものとします。

第 34 条（対象設備に対する損害賠償）

当社は、当社の故意又は重大な過失により対象設備に損害が発生した場合、損害が発生した機器を修理若しくは交換するか、又は合理的な修理若しくは交換費用を支払うとともに、契約者の被った通常かつ現実の直接損害について、利用料金の 1 ヶ月分を上限として遅滞なく賠償するものとします。

第 35 条（禁止事項）

契約者は本サービス利用に関し、以下に定める行為をしてはならないものとします。

- (1) 法令により禁止されている行為
- (2) 当社又は第三者の権利を侵害する行為
- (3) 当社又は第三者の情報に対して不正アクセスをし、又は不正に書き換え、消去をする行為
- (4) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を配信等する行為
- (5) 当社又は第三者の設備若しくはインターネット回線等の使用を妨げ、又はそのおそれのある行為
- (6) その他、公序良俗に違反し又は他者の権利を侵害すると当社又はサービス事業者が判断する行為。

第 36 条（免責）

1. 当社は、第 12 条（アカウント情報の管理）、第 13 条（提供中断）、第 14 条（通信利用の制限）、第 15 条（提供停止）、第 16 条（サービスの終了）、第 18 条（当社が行う契

約の解除)、第 32 条 (契約者データ取扱) 第 4 項に伴い、契約者 (本サービスに関わる契約者の顧客、契約者のサービス利用者その他契約者の関係者を含みます) に生じた損害について、一切の責任を負いません。

2. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本約款の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません (なお、サイバーテロとは、コンピュータネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)

第 37 条 (損害賠償)

1. 当社は、本約款に別に定める場合を除き、本サービスの提供に関して契約者 (本サービスに関わる契約者の顧客、契約者のサービス利用者その他契約者の関係者を含みます) に損害を与えた場合であっても、一切の賠償責任を負わないものとします。但し、当社の故意又は重大な過失により損害を与えた場合は、この限りではありません。なお、いずれの場合も損害賠償の額は、本約款に基づき契約者が当社に支払った 1 ヶ月分の利用料金相当額を上限とし、損害は契約者に現実かつ直接に発生した通常の損害のみとします。
2. 本約款に別に定める場合を除き、当社は、サービス事業者に起因して発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

第 38 条 (機密情報の取扱)

1. 本約款において「本機密情報」とは、本サービスの提供又は利用にあたり、当社及び契約者が相手方から提供を受けた情報、相手方の顧客、製品、サービス、業務、技術、ノウハウ、アイディア及びコンセプト等に関する一切の情報であって、その開示の方法にかかわらず、当該情報の開示者が、開示の際に機密である旨を表示又は言明するものと言います。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、本機密情報に含みません。
 - (1) 公知の事実及びその他一般に入手可能な情報。
 - (2) 開示を受けた者が、当該情報の受領時に既知であった情報。
 - (3) 開示を受けた者が、相手方による開示とは無関係に後日開発した情報。
 - (4) 開示を受けた者が、第三者より機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報。
2. 当社及び契約者は、契約の有効期間中及び契約終了後 3 年間、以下の各号に基づき本機密情報を機密として保持するものとします。
 - (1) 当社及び契約者は、本機密情報を自己の保有する機密情報と同等の注意をもって管理し、関係会社を除く第三者に対して開示又は公表しないものとします。
 - (2) 当社及び契約者は、契約の実施以外の目的のために本機密情報を使用しないものとし

ます。

- (3) 当社及び契約者は、契約に係る役員及び従業員（関係会社の役員及び従業員を含み、以下、「関係従業員等」といいます）に対して、必要と認められる範囲内で本機密情報を開示することができるものとします。また、契約者は関係従業員等に対して、本機密情報に関し機密を負う旨を明確に告示するものとします。
- (4) 当社及び契約者は、本機密情報について機密である旨を明示し、他の情報とは区別して管理するものとします。
- (5) 当社及び契約者は、法令に基づく請求又は裁判所や国家機関の命令による場合等、やむを得ない事由のあるときは、本機密情報を第三者に開示することができるものとします。
3. 利用契約を含む契約者に開示された当社又は契約者の保有する個人情報、機密情報として扱うものとし、当社及び契約者はその個人情報について漏洩、改ざん、盗聴が行われることがないように最大限の努力をするものとします。
4. 当社及び契約者は、機密情報の漏洩、改ざん、盗聴の事実が発見された場合は、直ちに相手方に報告するものとします。
5. 当社は、本条の規定に拘わらず、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条に基づく開示請求が第三者からなされ、その要件が充足された場合、当該開示請求の範囲に限り、契約者の個人情報を当該請求者に開示することができるものとします。
6. 当社と契約者との間で、別途「機密保持」及び「個人情報の保護」（契約名称に拘わらず、同様の目的の契約等を含みます）に関する契約を締結した場合は、当該別途締結した契約を優先させるものとします。

第 39 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び契約者は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」といいます）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。）
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
 - (6) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含みますが、これらに限りません。）を有する者
 - (7) その他前各号に準じる者

2. 当社及び契約者は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が、前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。）をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
3. 当社及び契約者は、相手方が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告なく利用契約を解除することができるものとします。
4. 当社及び契約者は、前項の規定により利用規約を解除した場合、かかる解除によって相手方に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わないものとします。

第 40 条（分離取扱い）

本約款の一部の条項が裁判所により無効とされた場合は、当該条項のみを無効とし、本約款全体の効力には影響しないものとします。

第 41 条（言語）

本約款は日本語を正文とします。

第 42 条（準拠法）

本約款の準拠法は日本法とします。

第 43 条（存続条項）

本サービスに係る利用契約終了後も、第 1 条（約款の適用）、第 19 条（地位の譲渡及び承継）、第 27 条（割増金）、第 28 条（遅延利息）、第 36 条（免責）、第 37 条（損害賠償）、第 38 条（機密情報の取扱）、第 39 条（反社会的勢力の排除）、第 40 条（分離取扱い）乃至第 44 条（合意管轄）の規定は、引き続き効力を有するものとします。

第 44 条（合意管轄）

本サービスに起因又は関連して契約者と当社との間に生じた紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

1. 本約款は2017年1月11日より制定・実施します。
2. 2017年3月15日改訂